

## 住民票、所得証明の交付でキャッシュレス決済が利用できます

市では、市窓口で発行する諸証明書等の手数料を、キャッシュレス決済「J-Coin Pay」、「PayPay」で支払うことができるようになりました。



- 対象となる窓口 市民課、税務課
- 窓口にて取り扱う品目 各種証明発行手数料及び閲覧手数料（市民課・税務課）の約30品目となります（税金、水道料金、住宅使用料等は対象ではありません）。

キャッシュレス決済は、利便性の向上だけではなく、感染予防の観点からも有効です。手續時間の短

縮や、直接的な接触機会の減少から利用者だけではなく職員の感染の予防にも効果があります。

※この取り組みは、2020年5月から2021年3月まで、

株式会社北洋銀行（J-Coin Pay）、PayPay株式会社（PayPay）の協力の元、キャッシュレス決済導入の効果を検証する実証試験として実施しています。



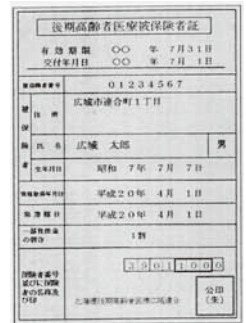
●詳細 行財政改革推進課

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

### ■保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。



- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、健康推進課医療助成係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証及び限度証を郵送しますので、8月1日からは黄色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。 ※有効期間は保険証と同じ1年間です。



#### ◆減額認定証の交付対象

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	○老齢福祉年金を受給されている方

#### ◆限度証の交付対象……次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は黄色です

●問い合わせ 医療助成係